

土技第 213 号
平成21年7月29日

熊本県建設産業団体連合会会長 様

熊本県土木部土木技術管理室長

施工体制確認型総合評価方式の試行について（依頼）

のことについて、別添のとおり試行を行いますので、貴会員への周知をお願いします。

問い合わせ先
熊本県土木部土木技術管理室
技術管理班 田尻、高木
TEL : 096-333-2491

施工体制確認型総合評価方式の試行について

1 導入目的

公共工事において極端な低価格による受注が行われた場合、構築される施工体制の水準が低下することにより、工事の品質確保への支障、下請会社へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底などの弊害が懸念される。

入札参加者における施工体制が確実に確保できるかを、総合評価方式の評価要素に加味すること（施工体制評価点の追加）により、公共工事の総合的な品質確保を図るものである。

2 対象工事

WTO対象工事（26.3億円以上）で平成21年8月1日以降公告分に適用

3 評価方法

技術評価点に「施工体制評価点」を新たに追加し、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況に応じ、発注者が求める施工内容をより確実に実現できるかどうかを評価する。

施工体制確認型：技術評価点 = 標準点 + 加算点 + 施工体制評価点

4 施工体制確認型の審査

どのように施工体制を構築し、それが施工内容の実現確実性の向上につながるかを審査するため、原則として、予定価格の制限の範囲内で入札したすべての者について、開札後速やかに、聴き取り調査を実施する。ただし、入札参加者の申込みに係る価格が熊本県建設工事低入札価格調査実施要領に定める低入札価格調査基準価格（以下「低入札価格」という）以上であるときは、聴き取り調査を省略する場合がある。

申込みに係る価格が低入札価格に満たない入札参加者に対しては、施工体制の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなる恐れがあることから、聴き取り調査のための調査書類の提出を求める。